

大阪府民のみなさまへ

必ず!

# 自転車に乗るときは「ヘルメット」をかぶりましょう!!



ご存知ですか? 自転車乗用中の事故で

ヘルメット非着用者における

## 死亡原因の70.8%が「頭部損傷」です!

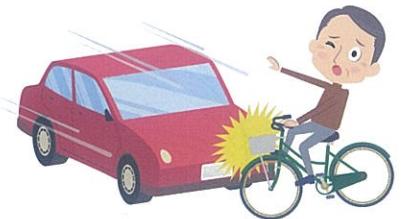
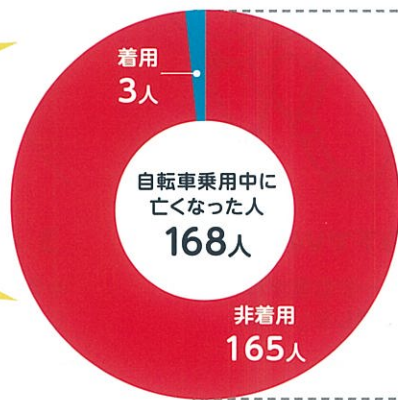
※大阪府内2015年から5年間

自転車乗用中に亡くなった人のヘルメット着用状況

非着用者の主な損傷部位

ヘルメットあり  
わずか**1.8%**

ヘルメットなし  
なんと**98.2%**



頭部のケガ  
なんと**70.8%**

### 交通事故の被害軽減には頭を守ることが大切です!



自転車用ヘルメット  
着用に関する法令



子どもの保護者

[ 道路交通法第63条の11 ]

13歳未満の子どもを自転車に乗車させるときは、自転車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

高齢者

[ 大阪府自転車条例第11条第2項 ]

自転車を利用する場合は、自転車用ヘルメットを着用するよう努めなければなりません。

## 年齢にかかわらず自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用しましょう!



大阪府警察 × 株式会社オージーケーカブト



Kabuto